

東京都愛玩動物看護師養成所指導要領

令和4年1月11日3福保健環第1080号

(目的)

第1条 この要領は、東京都愛玩動物看護師養成所指導要綱(令和4年1月11日3福保健環第1080号。以下「要綱」という。)で規定する申請等に必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱第2条に定めるところによる。

(法第31条第2号に基づく養成所)

第3条 法第31条第2号に基づく養成所における必要な事項は、次のとおりとする。

1 一般的事項

- (1) 要綱第3条(1)の申請書は、様式1により知事に提出すること。
- (2) 要綱第4条第1項の変更の申請は、様式2により知事に提出すること。
- (3) 要綱第5条の報告書は、様式3により知事に提出すること。
- (4) 要綱第6条の指定取消申請は、様式4により知事に提出すること。
- (5) 養成所の設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか、原則として学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の規定により設立された法人を含む。)であること。
- (6) 学則には、少なくとも次に掲げる事項が明示されていること。
 - ア 設置の目的
 - イ 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - ウ 部科及び課程の組織に関する事項
 - エ 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - オ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
 - カ 入学定員(愛玩動物看護師を養成する課程又はコース)及び職員組織に関する事項
 - キ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - ク 入学検定料、入学金、授業料、実習費その他費用徴収に関する事項
 - ケ 賞罰に関する事項
- (7) 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。
- (8) 愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年農林水産省・環境省令第7号。以下「指定規則」という。)第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は、要綱第3条(1)の申請の際に提出すること。ただし、申請時に実習施設の承諾書の取得が困難な場合は、実習を予定している施設名を明記し、実習を開始する3か月前までに承諾書を提出すること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。

- (3) 原則として、入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- (4) 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- (6) 入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

3 教員に関する事項

- (1) 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- (2) 1教員の1週間当たり授業時間数は、授業の準備等に要する時間も考慮した上で労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働基準関係法令を遵守する範囲で設定すること。
- (3) 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (4) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

指定規則別表に定める各科目は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。

なお、学則に定める授業科目の名称が、指定規則別表に定める科目の名称と同一である場合には、様式1-9の科目の概要の記載を省略して差し支えない。

また、学則に定める科目の名称が次のいずれかに該当する場合には、指定規則別表に定める科目の名称に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ア 科目名の末尾に、「原論」、「(の) 原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の) 方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

イ 科目名の末尾に、「I」、「II」、「A」、「B」等が加わることにより、複数の科目に分割されているが、対応する科目と同等の授業内容である場合

ウ 履修すべき科目名が、授業科目名の中に含まれている場合

5 施設設備に関する事項

- (1) 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。1つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。ただし、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられる場合は、この限りでないこと。
- (2) 適当な広さの実習室を有すること。実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有することが望ましいこと。
- (3) 図書室を有することが望ましいこと。
- (4) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有することとし、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、別表2を参考に、教育内容に応じ適宜整備すること。
 - イ 教員は、その担当科目に応じ、教育上必要な教材を適宜整備すること。

ウ 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

6 臨床実習を行う施設に関する事項

臨床実習を行う実習施設は、愛玩動物の診療の補助、世話その他の看護及び愛護並びに適正な助言に係る実習を行うにふさわしい施設であり、実習を行う上で必要な機械器具を有すること。

また、動物看護総合実習は、飼育動物診療施設等において行うこと。

7 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、指定申請書が受理された後、申請者の責任において開始することができること。

また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請者の責任において開始することができること。

また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

(3) 要綱第4条第1項の変更の申請をする場合における当該変更に係る広告及び学生の募集行為については、(1)及び(2)に準じて行うこと。

8 情報開示に関する事項

(1) 入学者又は入学希望者に対して、別表3に定める内容に関する情報の開示に努めること。

なお、当該開示する情報は、虚偽又は誇大なものであってはならない。

(2) 情報の開示を行うに当たっては、パンフレット等刊行物への掲載、インターネットの利用等により広く閲覧できるものとする。

また、インターネット等により開示した情報は定期的に更新すること。

9 その他

(1) 入学金、授業料、実習費等は適当な額であり、学生又は保護者から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(法附則第2条第1号ハ及びニに基づく養成所)

第4条 法附則第2条第1号ハ及びニに基づく養成所における必要な事項は、次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 要綱第3条(2)の申請書は、様式5により知事に提出すること。

(2) 要綱第4条第1項の変更の申請は、様式6により知事に提出すること。

(3) 要綱第5条の報告書は、様式3により知事に提出すること。

(4) 要綱第6条の指定取消申請は、様式4により知事に提出すること。

(5) 学則には、少なくとも次に掲げる事項が明示されていること。

ア 設置の目的

イ 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項

ウ 部科及び課程の組織に関する事項

エ 教育課程及び授業日時数に関する事項

オ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

- カ 入学定員及び職員組織に関する事項
- キ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ク 入学検定料、入学金、授業料、実習費その他費用徴収に関する事項
- ケ 賞罰に関する事項

2 学生に関する事項

法附則第2条第1号ニの養成所については、法施行日において在籍している学生に関し、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 原則として、入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- (4) 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- (6) 入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

3 教員に関する事項

法附則第2条第1号ニの養成所については、法施行日に在籍している学生が当該養成所を卒業するまで、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

指定規則附則別表に定める各科目の教育内容は、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の報告書（令和3年3月30日公表）を踏まえ、（一財）動物看護師統一認定機構が策定した「認定動物看護師教育コアカリキュラム2019」（以下「認定コアカリ」という。）と同等以上の教育が行われたことを個別に評価する必要があることから、別表4の科目の概要を参考にする。

また、認定コアカリを導入する前に養成所において授業していた教育内容が別表4に掲げる事項に該当することの評価に当たっては、別表5を参考にする。

なお、学則に定める授業科目の名称が、指定規則附則別表に定める科目の名称と同一である場合には、様式5-5の科目の概要の記載を省略して差し支えない。

また、学則に定める科目の名称が次のいずれかに該当する場合には、指定規則附則別表に定める科目の名称に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- ア 科目名の末尾に、「原論」、「(の) 原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の) 方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- イ 科目名の末尾に、「I」、「II」、「A」、「B」等が加わることにより、複数の科目に分割されているが、対応する科目と同等の授業内容である場合
- ウ 履修すべき科目名が、授業科目名の中に含まれている場合

この要領は、令和4年1月11日から施行する。